

(仮称)市立総合医療センター基本構想等策定・ 指定管理者選定支援業務仕様書

1 委託業務名

(仮称)市立総合医療センター基本構想等策定・指定管理者選定支援業務

2 業務の概要

「(仮称)『川西市立総合医療センター』構想(案)」を具現化するために必要な基本調査を行い、地域の基幹病院として良質で安全な医療を提供し、市民の安心と安全を守るための拠点となる(仮称)市立総合医療センターの基本構想・基本計画の策定支援を行うとともに、指定管理者選定業務について、専門的な知識や豊富な経験等を活かした提案や助言を行うなど、市の業務を支援する。

3 業務委託期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 指定管理者の選定支援

- ・指定管理者の選定に係る公募要項や選定基準、協定書作成等のサポート及び指定管理者選定委員会の運営支援(会議録作成等)など

(2) 基本調査

「(仮称)『川西市立総合医療センター』構想(案)」を具現化するために必要な調査・分析を行うこと。

<主な基本調査・分析の内容>

川西市を取り巻く環境

- ・国や県の医療政策の動向把握
- ・医療需要、供給の動向など

市立川西病院の現状と課題

- ・経営状況、患者動向など

(3) 基本構想の策定支援

「(仮称)『川西市立総合医療センター』構想(案)」及び基本調査を踏まえ、業務を行うこと。

<基本構想の主な策定支援業務>

(仮称)市立総合医療センターの基本方針

- ・(仮称)市立総合医療センターにおいて実施する医療の基本方針
- ・(仮称)市立総合医療センターに求められる診療機能(診療科目、病床機能等)
- ・(仮称)市立総合医療センターの適正規模の検証(建物の規模等)など

施設整備の基本方針

- ・施設整備の基本的な考え方
 - ・整備手法の検討
 - ・整備スケジュールの検討
 - ・整備事業費の概算積算など
- パブリックコメント実施支援
- ・パブリックコメント用基本構想案の作成など

(4) 基本計画の策定支援

基本構想に基づき、業務を行うこと。

<基本計画の主な策定支援業務>

全体計画

- ・(仮称)市立総合医療センターの役割、診療機能、診療科目、病床数など

施設整備計画

- ・基本方針、整備手法、整備スケジュール、敷地計画、建築計画、構造計画など

部門別計画

- ・基本方針、業務概要、運用計画、諸室要件など

医療機器等整備計画

- ・基本方針、整備スケジュールなど

医療情報システム整備計画

- ・基本方針、整備スケジュールなど

物流システム整備計画

- ・基本方針、整備スケジュールなど

事業収支計画

- ・総事業費、収支計画、資金計画など

設計と条件の整理及び基本設計に向けた検討支援

- ・規模、構造、概要事業費など

5 成果品

(1) 業務の成果品は次のとおりとする。

パブリックコメント用基本構想案 50部

基本構想【本編】 100部

基本構想【概要版】 200部

基本計画 100部

本業務の実施にあたり作成した全ての資料等の電子データ(CD-R等) 3枚

(2) 成果品の審査

業務完了後速やかに、所定の業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、本市監督職員の検査を受けなければならない。

成果品の検査において、受託者の責において、本市監督職員から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正しなければならない。

業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市監督職員の指示に従いこれを是正しなければならない。

(3) 成果品の帰属

本業務契約に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

6 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務で知り得た一切の情報を、本市の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務に関する費用は受託者の負担とする。
- (4) 業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定め、本市監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること。